

## つくばみらい市障害者活躍推進計画

機関名	つくばみらい市・つくばみらい市教育委員会
任命権者	つくばみらい市長・つくばみらい市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
障害者雇用に関する課題	つくばみらい市においては、これまで積極的な採用活動を行い、法定雇用率を達成している状況である。障害者の雇用・活躍のためには、障害特性に配慮した職務を工夫する等、更なる体制整備が重要である。
目標	
①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>（各年6月1日時点） （各年度）当該6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>
②定着に関する目標	<p>障害のある職員が円滑に職場に馴染み、やりがいを持って働ける環境づくりを促進し、不本意な退職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報時に、人事記録により把握・進捗管理を行う。</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
（1）組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員を選任し、障害者である職員の相談窓口を設定し周知する。</p>
（2）人材面	○障害者職業生活相談員に選任されたもの（選任予定を含む。）について茨城県労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○新規採用や部署異動時をはじめ定期的な面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングが出来ているか点検し、必要に応じて検討を行う。</p>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
（1）職務環境	<p>○定期的な面談により、個々の状況や必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を検討する。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならないよう範囲で適切に実施する。</p>
（2）募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施する。</li> </ul>
(3) 働き方	○時間単位の年次休暇や療養休暇などの各種休暇の利用を推進する。
(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえ、研修等の受講を促進する。
(5) その他人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的な面談の実施及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</li> <li>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となったものをいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</li> </ul>
4 その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場を推進する。